

# 環境影響評価審査書

## 1 小松製作所新研究所建設計画

### I 総括事項

事業予定地は、高麗山、湘南平、鷹取山と結ぶ大磯丘陵の一角に位置し、平塚市と大磯町にまたがる山稜の自然環境に比較的恵まれた地域にある。高麗山は、この丘陵の東端に位置し、常緑広葉樹の自然林におおわれ、鳥類、昆虫類などの生息状況も豊かで多様な自然を構成していて、その自然林は県指定の天然記念物に指定されている。また、山域全体は県条例に基づく自然環境保全地域に指定されている。

一方鷹取山は、平塚市、大磯町にまたがる丘陵のなかで最も高く、周辺地域も含め常緑広葉樹の自然林が豊富で、山域全体が県条例に基づく自然環境保全地域に指定されている。

また高麗山と鷹取山の間に関連する事業予定地を含む山稜は、丘陵の植生のつながり及び動物の生息域を保つうえで重要な役割を果たしており、また、山稜の南側の地域の比較的温暖な気候とも関係しているものと考えられる。

このように、事業予定地を含む丘陵地帯は、変化に富んだ自然環境で構成されており、これが一体として保たれていることにより、植物の生育、動物の生息が適切に図られ、特色ある気候風土をつくりあげてきていると考えられる。

地域住民は、自然の宝庫といわれるこの大磯丘陵の自然環境を身近かなものとして受止め、今日まで深いかかわりのなかで活用をしてきたものと認められる。

今回建設が予定されている株式会社小松製作所の新研究所は、かかる多様な自然環境にかかわりを持つ地域に立地するものであり、事業実施に際し、事業予定地及びその隣接部への影響という局所的な視点のみならず、広域的な視点にもたった環境への配慮が必要とされる。

以上のことを基本的な視点にして、予測評価書案について個別事項にかかわる審査をした結果は次のとおりであるが、事業者は予測評価書を作成するに当たっては、以上で述べてきたことを十分に踏まえ、適切な対応をすること。

### II 個別事項

#### 1 大気汚染－粉じんについて

造成工事の施行による粉じんの発生及び飛散は、特に大きな地形の改変を伴う重機土工工事、進入路土工工事などの実施時に集中すると考えられ、事業予定地周辺の土地利用状況、施工場所から判断し、施工方法、気象条件等によっては生活環境に著しい影響を及ぼすことも考えられる。

このためこれらの工事の施工場所ごとに工程、工期、使用する機械の機種及び台数、風向、風速等の気象条件、住居の立地状況等を考慮したうえで、粉じんの防止を配慮した施工の順序、地形改変の方法、土砂運搬経路の設定方法、散水、種子吹付の方法等を具体的に検討すること。

また、粉じんの発生が予想される工事の実施にあたっては、粉じん防止のための管理体制を確立し、これを円滑に運用すること。

#### 2 水質汚濁－水質汚濁に係る特定物質等について

(1) 化学実験室から排出されるクロム、フッ素、銅、正鉛等の特定物質を含む排水は、廃水処理装置で処理されることとなっているが、排出先である木塚川の水質の現況等から判断すると同河川への影響も考えられるので、さらに排水処理の方法を検討すること。その際に、化学実験室の研究活動の状況、排出水量等から判断し、クローズドシステムの導入も可能と考えられるので、この視点からも検討すること。

(2) 排水処理計画によると機械試験室、電気試験室等から排出される油分等を含む排水は、油分離槽等で処理した後し尿浄化槽へ混入することとしているが、これは建築基準法施行令に基づくし尿浄化槽構造基準に抵触するので再

検討をすること。

### 3 水質汚濁－濁水対策について

造成工事期間中の雨水の流出に伴う濁水対策として、沈澱池の設置が予定されているが、沈澱池には事業予定地内における降雨量等の状況に対応した処理機能を有する浮遊物質の除去システムが必要であり、またその効果を発揮するためには、状況の変化に対応できる運転管理の手法及び体制の確立も必要となるので、これらの事項について具体的に検討すること。

### 4 騒音、振動－建設作業騒音及び建設作業振動について

特定建設作業である調整池工事の際に使用する杭打機、振動パイルドライバーの作業に伴い発生する騒音、振動は、騒音規制法及び振動規制法の基準以内になると予測しているが、いずれのレベルも相当高く、住居等との位置関係、現況の騒音、振動レベルとの差などを考慮すると、周辺環境に相当な影響を与えるものと考えられる。

またブルドーザ等その他の建設機械から発生する騒音、振動も、かなりの高レベルになると認められ、施工場所、施工方法によっては、特定建設作業と同様な影響を与えることも考えられる。

従って、施工計画に基づき使用する建設機械全般について騒音、振動レベルの程度、施工場所と住居等との位置関係、工期、工法などを検討し、必要な対策をたてること。

### 5 騒音－屋外テスト場騒音について

事業予定地の西側境界近くにある屋外テスト場では、ブルドーザ、パワーシャベル等の稼働テストを予定しているが、これらのテストにより発生する騒音は敷地境界で「騒音に係る環境基準について」（昭和46年閣議決定）に規定している環境基準を超えており、将来の土地利用の変化によっては問題になることも考えられる。このため、テスト時における現実的なテスト条件をもとに騒音の程度をは握し、その結果を踏まえテスト場の位置の変更、効果的な防音壁の設置、防音を考慮した植栽など総合的な騒音防止のための対策を検討すること。

### 6 気象－風向等について

(1) 事業計画によると造成及び建物の建設は、平塚市と大磯町にまたがる山稜を中心に行われることになっており、標高約100メートルの稜線附近でおおむね10メートル程度の切土と10～20メートル程度の建物建設が行われることとなっている。この事業計画の内容をもとに、地理的位置、地域の気候等から気象とのかかわりを考慮すると、気候に変化を与える可能性のある稜線部分において主要な造成、建物建設が行われるため、特に冬期における北からの風との関係で影響が懸念される。このため、事業計画実施後の建物等を含む稜線部の高さ、形状等は、現況の稜線の状況を極力保持する方向で造成建設計画の見直しを行い、造成の方法、建物の位置、方向等について具体的に検討を行うと共に、必要に応じ防風林、防風網の設置、稜線近くの谷部における構内道路の設置に伴う風速の変化などに対する対策等もあわせて検討すること。

(2) 事業予定地近傍にはミカンを中心とする果樹園等があり、局地的な視点からみた場合微気象の変化との関係も考えられるので、事業予定地内外に適切な地点を設定して、事業実施前後の風向等の連続測定を実施すること。

(3) 事業実施前後の気象観測の結果、周辺地域への影響が考えられ、具体的な対策を必要とする場合には、これを速やかに実行に移すこと。

### 7 水象－雨水流出量の調整について

(1) 木塚川水系にかかるピーク時の雨水流出量を調整するための調整池については、調整する必要のある流域を適確には握したうえで許容放流量を定めること。

(2) 調整池には、降雨の状況等により相当程度の土砂の堆積が見込まれるが、この容量が見込まれていないため、維持管理の方法によっては能力を発揮しえないことも考えられるので、対応策をあらかじめ検討しておくこと。

(3) 不動川にかかるピーク時の雨水流出量の調整は、同河川の整備状況、流下能力を考慮して適切な方法で行うこと。

## 8 動物－動物について

(1) 野鳥類の生息は、事業予定地及びその周辺地域の樹林地を中心に相当程度確認されており、サシバ、ヤマガラ、アオゲラ等の主要な鳥類も生息しているので、これらの生息域、繁殖、採餌などの生態を適確には握し、主要な生息域は極力保存するなど必要な方策を検討すること。

(2) 昆虫類は地域の自然条件から判断し、多様な状況にあるとみられ、または虫類は樹林地を中心に、両生類は万繩の池等を中心に生息していると認められるので、より詳細な調査を行い、生息状況の確認をすると共に昆虫類等の主要な生息域は極力保存するなど、必要な方策を検討すること。

## 9 植物－植物について

(1) 事業予定地には、タブ、スダジイ、コナラ等を主体とした自然度の比較的高い樹林地が40%以上あり、周辺の樹林地とあわせ地域の主要な自然環境を形成し、地域住民の日常生活に樹木とのふれあいを通じて潤いを与える等、さまざまな効用をもたらしている。このため、これら樹林地は極力保存することが必要と考えられるので、この視点から土地利用の見直しを行い、また樹種、地形などを考慮した保存の方法についても検討すること。

(2) 事業予定地内の復元緑化にあたっては、テスト場、運動場、駐車場などの周辺部及びのり面、建物の周辺部、保存樹林地の林縁部などを中心に郷土樹種を主体とした植栽を行い、将来多層林となるよう配慮することにより、より良い環境の創造と均衡のとれた環境保全林としての構成ができるようにすること。

## 10 文化財－文化財について

事業予定地内には、周知の埋蔵文化財として旭小向及び万田八重窪横穴墓群が確認されており、旭小向はほぼ消滅しているとみられるが、万田八重窪横穴墓群は、相当程度存在しているとみられるので、その分布状況及び内容、事業計画との関係を考慮しながら適切な対応をすること。

また、事業予定地内には、その他の埋蔵文化財の存在も考えられるので、調査のうえ適切な対応をすること。

## 11 安全－交通安全について

造成、建設工事中の工事用車両の運行にかかる交通安全を確保するため、すでに予測している要件に加え、さらに工事用車両が通過する経路の歩行者の通行状況、歩道の設置状況、交通安全施設の配置状況等も十分考慮したうえで地域住民への影響を調査し、それに基づき対策を検討すること。

特に、平塚市幹道16号線及びそれに接続する道路は、道路幅も狭くかつ地域の生活道路として使用されているので、交通安全には特に留意すること。

## 12 その他－景観等について

(1) 造成及び建物の建設が湘南平その他の広大な領域から見えやすい山稜に予定されており、しかもその山稜が高麗山、湘南平、鷹取山と結ぶ大磯丘陵の地形等と一体となっていることを考慮し、また地域の自然環境特性及びこの特性と地域住民とのかかわりを十分に踏まえ、周辺の環境との調和と景観を著しく損うことのないよう建築物等の配置、形態及び色彩、植栽などに配慮すること。

(2) 事業予定地にある万繩の池及びこれに接続する樹林地は、周辺の自然環境と相まって地域住民等の日常生活における自然とのふれあいの場ともなっているので、このことに留意し周辺の自然環境との調和が図れるよう整備保存をすること。